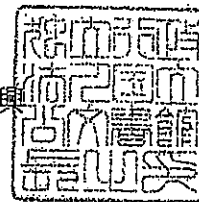




国公文 第13号
平成21年 1月16日

内閣総理大臣
麻生 太郎 殿

独立行政法人 国立公文書館長
菊池 光 典



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成21年1月13日付け府管第1号をもって意見照会があった標記について、下記のとおり当館の意見を申し述べます。

記

- 1 申出のあった行政文書について移管を受けることの適否について

いずれも移管を受けることが適当であると考えます。

- 2 申出のなかった行政文書のうち、当館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該行政文書の名称について

現在、選定中であり、別途意見を申し述べることにしたい。